青森県報

第四千三百十六号

平成二十九年六月二十六日（月曜日）

目次

告示

○公印の調製及び廃止……（総務学事課）…一
○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……（税務課）…二

公告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……（県民生活文化課）…二
○右同……（同）…三
○右同……（同）…三
○右同……（同）…三
○建設業者の許可の取消し……（東青地域県民局）…四
○右同……（中南地域県民局）…四

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……（事務局）…四
○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程（同）…五

告示

青森県告示第四百八十七号

平成二十九年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）第十一条の規定により告示する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三村申吾

公印の名称及び印影		公印の名称及び印影	
青森県知事印（東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所専用）		青森県知事印（東青地域県民局環境管理部専用）	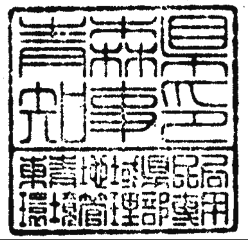
青森県知事印（中南地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所専用）		青森県知事印（中南地域県民局環境管理部専用）	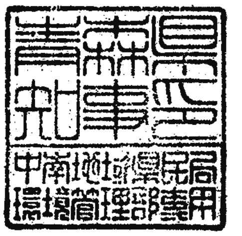
青森県知事印（三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所専用）		青森県知事印（三八地域県民局環境管理部専用）	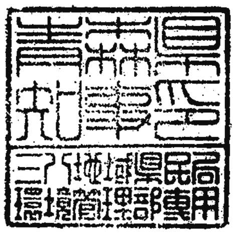
青森県知事印（下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所専用）	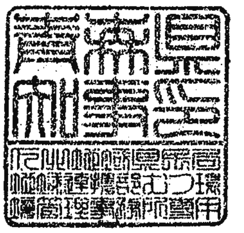	青森県知事印（下北地域県民局環境管理部専用）	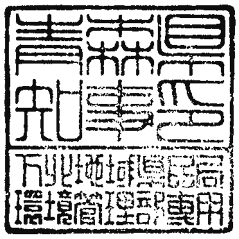

東青地域県民局長印（地域連携部青森環境管理事務所専用）	東青地域県民局長印（地域連携部管理室分室専用）	中南地域県民局長印（地域連携部弘前環境管理事務所専用）	三八地域県民局長印（地域連携部八戸環境管理事務所専用）	西北地域県民局長印（地域連携部管理室鰺ケ沢分室専用）	下北地域県民局長印（地域連携部むつ環境管理事務所専用）
東青地域県民局長印（環境管理部専用）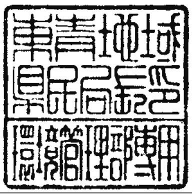	中南地域県民局長印（環境管理部専用）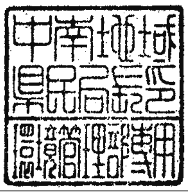	三八地域県民局長印（環境管理部専用）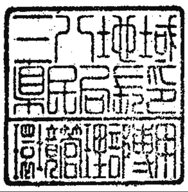	下北地域県民局長印（環境管理部専用）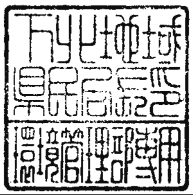		

青森県告示第四百八十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	北日本物産株式会社	橋本　春治	むつ市上川町三の五八	平成二九・五・三
変更後		橋本　文子		

公　告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　申請のあった年月日
　平成二十九年六月十三日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人生きがい十和田

三　代表者の氏名
　山端　政博
四　主たる事務所の所在地
　十和田市稲生町一三の七
五　定款に記載された目的
　この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者や要介護者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与すると共に、情報化時代に伴い、社会教育やまちづくりの実践に努めることを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

　平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　申請のあった年月日
　平成二十九年六月十五日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーション
三　代表者の氏名
　伊沢　紘生
四　主たる事務所の所在地
　むつ市脇野沢桂沢九〇の一
五　定款に記載された目的
　この法人は、自然に親しみ関心を持つ人々や次世代を担う子ども・青少年に対し、野生ニホンザルの生態やその生息環境を通し、自然観察会や調査研究・情報の収集及び提供等の事業を行い、自然環境保全の推進に資するとともに、人と自然の文化的な生活の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

　平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　申請のあった年月日
　平成二十九年六月十五日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人ＮＰＯクオレ七戸
三　代表者の氏名
　戸舘　昭吉
四　主たる事務所の所在地
　上北郡七戸町字上町野九六
五　定款に記載された目的
　この法人は、障害者及び高齢者であって、施設入所者及び在宅者に対して、看護、介護の支援事業を行い、又、東南アジア諸国の教育・福祉活動指導者に対して我が国における研修活動の支援事業を行うことにより、福祉の向上と国際交流関係の進展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　申請のあった年月日

平成二十九年六月十六日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポネット弘前

三　代表者の氏名

鹿内　葵

四　主たる事務所の所在地

弘前市大字駅前町九の二〇ヒロロ五階

五　定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、社会や行政と連携、協働しながら、スポーツを通じた「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツできる場や環境を築いていくことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社コスモビジネス

二　代表者の氏名　金枝一夫

三　主たる営業所の所在地　青森市堤町二丁目一四の五

四　許可番号　青森県知事許可（般―二七）第一〇〇二九二号

五　取消年月日　平成二十九年六月九日

六　取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成二十九年四月十四日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十六日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社今福建設

二　代表者の氏名　今則雄

三　主たる営業所の所在地　平川市猿賀南田五五

四　許可番号　青森県知事許可（般―二四）第一一九四五号

五　取消年月日　平成二十九年六月八日

六　取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成二十九年六月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十八年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第九十二号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年六月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長　柿　崎　光　顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(2)国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）のア統括表津島淳後援会の項中

「

18,071,125	
6,647,125	
11,424,000	
6,015,363	
11,424,000	
85,738	
1,107,851	
1,193,589	
4,821,774	
2,617,233	
2,204,541	
4,821,774	

」を

「

16,933,125	
5,509,125	
11,424,000	
6,015,363	
11,424,000	
85,738	
1,107,851	
1,193,589	
4,821,774	
2,617,233	
2,204,541	
4,821,774	

」に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長　柿　崎　光　顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「選挙人名簿の縦覧等に関する告示」を「選挙人名簿の登録等に関する告示」に、「定時登録日の変更の告示等」を「選挙人名簿の登録を行う日の告示等」に、「選挙時登録における登録日等の決定の告示」を「選挙時登録の基準日の決定の告示」に、「在外選挙人名簿に係る縦覧等の告示」を「在外選挙人名簿の登録等に関する告示」に、

「第十五条の七　在外選挙人名簿に係る縦覧期間の告示」を

「第十五条の七　削除」に、

「第百六十三条　法人の投票
第百六十四条　削除　　」を

「第百六十三条　海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の場所の告示
第百六十四条　法人の投票　　」に改める。

第七条の見出し中「縦覧」を「登録」に改め、同条中「第二十三条（縦覧）第二項、」を削り、「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第十条の見出しを「（選挙人名簿の登録を行う日の告示等）」に改める。

第十一条の見出しを「（選挙時登録の基準日の決定の告示）」に改める。

第十三条第一項中「第三十条（選挙人名簿の再調製）」を「第三十条（選挙人名簿の再調製）第一項」に改める。

第十五条の六及び第十五条の七を次のように改める。

（在外選挙人名簿の登録等に関する告示）

第十五条の六　市町村委員会は、法第三十条の八（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第二項において準用する法第二十四条第二項及び第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定による告示をするときは、第二十二号様式の九及び第二十二号様式の十に準じてしなければならない。

第十五条の七　削除

第十五条の八中「第三十条の八第一項」を「第三十条の八第二項」に改める。

第十五条の九中「において準用する法第二十四条第一項の規定」を削り、「同条第二項」の下に「において準用する法第二十四条第二項」を加える。

第十五条の十二第一項中「第三十条の規定」を「第三十条第一項の規定」に改め

る。

第百六十四条を削る。

第百六十三条中「第二百十号様式」を「第二百十一号様式」に改め、同条を第百六十四条とし、第二十二章中同条の前に次の一条を加える。

（海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の場所の告示）

第百六十三条　市町村委員会は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第五項の規定による告示をするときは、第二百十号様式に準じてしなければならない。

第百六十五条の表の第七条の項を次のように改める。

第七条	市町村委員会は、法第二十四条（異議の申出）第二項、第二十六条（補正登録）及び第二十八条（登録の抹消）の規定による告示をするときは、第九号様式から第十一号様式までに準じてしなければならない。	市町村委員会は、法第二十四条（異議の申出）第二項及び漁業法第八十九条（選挙人名簿）第六項の規定による告示をするときは、第九号様式及び第十一号様式に準じてしなければならない。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式　削除

第十四号様式を次のように改める。

第十四号様式（第十条関係）

市（町、村）選挙管理委員会告示第　　号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項（ただし書）の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めた（変更した）ので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第一項の規定により告示する。

年　月　日

市（町、村）選挙管理委員会委員長　氏　名

選挙人名簿の登録を行う日　　年　月　日

第十五号様式中「定時登録日の変更」を「選挙人名簿の登録を行う日の設定（変更）」に、「定時登録日を」を「登録を行う日を」に、「変更した」を「定めた（変更した）」に、「登録日　　年　月　日」を「選挙人名簿の登録を行う日　　年　月　日」に改める。

第十六号様式を次のように改める。

第十六号様式（第十一条関係）

青森県選挙管理委員会告示第　　号

年　月　日執行の何選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

年　月　日

青森県選挙管理委員会委員長　氏　名

選挙時登録の基準日　　年　月　日

第二十号様式中「第３０条」を「第３０条第１項」に改め、「縦覧及び」を削る。

第二十一号様式中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、「、縦覧」を削り、

「二　縦覧期間
三　異議の申出期間
四　異議の申出に対する決定期限
五　選挙人名簿の確定期日
六　その他　　」を

「二　異議の申出期間
三　異議の申出に対する決定期限
四　選挙人名簿の確定期日
五　その他　　」に改める。

第二十二号様式の八を次のように改める。

第二十二号様式の八　削除

第二十二号様式の九中「第三十条の八第一項」を「第三十条の八第二項」に改める。

第二十二号様式の十一を次のように改める。

第二十二号様式の十一　削除

第二十二号様式の十二中「第３０条の８第１項」を「第３０条の８第２項」に改める。

第二十二号様式の十七中「同法第３０条」を「同法第３０条第１項」に改め、「縦覧及び」を削る。

第二十二号様式の十八中「同法第三十条」を「同法第三十条第一項」に改め、「、縦覧」を削り、

「二　縦覧期間
三　異議の申出期間
四　異議の申出に対する決定期限
五　選挙人名簿の確定期日
六　その他」を

「二　異議の申出期間
三　異議の申出に対する決定期限
四　在外選挙人名簿の確定期日
五　その他」に改める。

第二百六号様式の二及び第二百六号様式の三を次のように改める。

第二百六号様式の二（第百五十五条の二関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された（氏名）は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五項、第五条の三第一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなつたため、（氏名）の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年　月　日

市（町、村）選挙管理委員会

注　掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違うことのないように行うものとする。

第二百六号様式の三（第百五十五条の二関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官（氏名）は、　年　月　日その氏名に変更が生じました。

投票用紙には、変更前の氏名である（氏名）として印刷されています。

年　月　日

市（町、村）選挙管理委員会

注　掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違うことのないように行うものとする。

第二百十一号様式を削る。

第二百十号様式中「第百六十三条」を「第百六十四条」に改め、同様式を第二百十一号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第二百十号様式（第百六十三条関係）

市（町、村）選挙管理委員会告示第　号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第一項の規定により調製した海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧の場所を、次のとおり指定したので、同条第五項の規定により告示する。

年　月　日

市（町、村）選挙管理委員会委員長　氏　名

縦覧の場所

1　所在地

2　建物の名称

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県
（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円四十四銭